

和歌山県監査公表第23号

令和5年3月27日付け監査報告第24号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月9日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項 (1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。</p> <p>(2) 廃川敷地が不法に占用されている土地について、適正に対処されたい。</p> <p>(3) 排水ポンプ車運転業務委託契約において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかった。 イ 契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていた。</p> <p>(4) 和歌山県が所有する水防用資機材（可搬式ポンプ）の保管及び使用に関する協定書により無償貸与した重要物品について、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 設備に係る保守点検において、点検結果が組織内で情報共有されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 道路照明灯の契約状況について、令和4年6月から調査を開始し、同年11月に調査及び原因究明が完了している。</p> <p>今回の調査により判明した原因を踏まえ、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき、適正な契約手続を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>併せて、電気料金の支払に当たっても、同手引書に基づき道路保全課及び各建設部の双方でチェックを行っている。</p> <p>注意事項 (1) 隣接する土地所有者から払下げの意向があったものについては、不法占用物件の撤去も含めた払下げについての交渉を進めている。また、幾度も接触を試みるも建物所有者の特定が困難なものについては、今後も引き続き訪問その他の方法により相手方を特定し、交渉を行っていく。</p> <p>引き続き、河川巡視等を行い、不法占用の防止を図ることとし、新たに不法占用が判明した場合は、是正処理に努めていく。</p> <p>(2) 撤去指導を行った結果、払下げの意向が確認できたものについては、今後、払下げの手続を進めていく。払下げの意向が確認できなかったものについては、立入防止柵を設置する等、適切な維持管理に努めている。</p> <p>(3) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき適切に事務処理を行うよう、関係職員及び決裁権者に周知徹底した。</p> <p>また、契約に係る事務処理に際しては、決裁資料に根拠規程を添付するなど、適切に事務処理を行うよう、会計事務担当職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 水防用資機材の貸付けについては、和歌山県物品管理等事務規程第20条の規定に基づき適正に処理を行った。</p> <p>今後このようなことのないよう、県の物品を貸与する際は、同規程に基づき適切な処理を行うよう、部内職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 点検結果の報告を受けた際は、必ず担当課内で情報共有するよう、改めて周知徹底した。</p> <p>その上で、点検結果の報告において改善すべき点や指摘等があったときは、報告内容を建設部内で共有することを周知徹底するとともに、修繕・更新等の対応については、優先順位を勘案の上、適宜、適正に対応していくよう、担当課に指示した。</p>

2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカードの適正な管理等について（平成23年2月8日付け会第365号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 過支給分については直ちに返納させるとともに、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 昨年に引き続き消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の個人印を押印していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 決裁権者の決裁がなされていることを十分に確認することとし、今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 消耗品の納品があった際には、納品書への受付印及び担当者の個人印の押印漏れがないことを十分に確認することとし、今後このようなことのないよう、改めて関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、今後は適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>